



『今年の花見はおひとり様？』



春になりお花見シーズンの到来ですが、今年は新型コロナウイルスの影響により自粛ムードが漂っていますね。富山市では、感染対策のためレジャーシートやイスでの着座によるお花見を禁止したそうです。外に出なくなる季節、日中晴れた日は日差しが温かく家に籠るのがもったいなくなくなります。気の合う仲間と桜の木の下で宴会はできなくても、一人で気ままにお散歩がてら春の訪れを感じるお花見もまた一興かもしれませんね。さて、「めがね税理士通信」2020年4月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

所得税法におけるNISA制度の見直し(令和2年度税制改正)

令和2年度の税制改正において、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点からNISA制度の改定が予定されています。

NISA制度とは

NISA制度とは個人投資家のための税制優遇制度で毎年120万円(ジュニアNISA※1の場合年間80万円)の非課税の投資枠が設定され株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税の対象となる制度。 ※1 未成年を対象とした少額投資非課税制度

新一般NISAの創設

「一般NISA」の勘定設定期間終了(令和5年12月31日)にあわせ、「新一般NISA(特定非課税累積契約、仮称)に係る非課税措置の創設。また、「つみたてNISA」に係る非課税措置との選択適用となります。

	旧制度	新制度
対象者	20歳以上の居住者等(令和5年1月1日以後は18歳以上)	同左
非課税投資額(年間)	120万円	2階 特定非課税管理勘定 102万円 1階 特定累積投資勘定 20万円
非課税投資総額	600万円(120万円×5年)	610万円(122万円×5年)
非課税対象 右記資産の配当 等・譲渡益	上場株式、ETF、公募株式投資信託等	2階 特定非課税管理勘定 上場株式等 1階 特定累積投資勘定 公募等株式投資信託
投資可能期間	令和5年12月31日まで	令和6年1月1日～令和10年12月31日
その他	つみたてNISAとの選択適用	同左

原則として、2階非課税枠を利用するためには1階での積立投資が必須(一部例外有)

その他のNISAの改正

- ✓ つみたてNISAは設定期間が令和24年12月31日まで5年延長されます。
- ✓ ジュニアNISAは設定期間は延長されず、**令和5年12月31日で終了**。令和6年1月1日以降は口座内の金銭の全額について、**源泉徴収されずに払い出し可能です**。

新型コロナウイルスに負けずに！

むかいグループの原奈緒です。連日新型コロナウイルスの感染拡大防止によりイベントの中止や延期等が続いています。まだまだ先の見えない状況ではありますが、弊所も手洗いうがい、消毒の徹底、手作りマスクを作成したスタンプがいたり、新型コロナウイルスに負けずに、全員でこの事態を乗り越えようと奮闘しております。

実は私の大好きなアイドルのコンサートも中止になりましたが、決してめげることはありません。今、私にできることは感染拡大防止に努めながら、日々の生活と仕事を進めていくことだと理解しています。そして無事終息した際には、大手を振って笑顔でコンサートに参加します！その日がくることを信じて、今できることを着実にしていきたいと思っております。



一生懸命にやっていたつもりでも、何かのキッカケで、身にしみる思いをしたときには、今までの一生懸命さが、まだまだ力足りぬことに気がつくことが多い。身にしみるということは、尊いことである。ありがたいことである。ものごとをキチッと誤りなくしとげるためには、事の大小を問わず、そこにやはり身にしみる思いというものが根底になければならないのである。おたがいにともかくも、きょう一日の仕事をつづけている。ともかくも一生懸命であろう。しかし今一度、ほんとうに身にしみる思いで、自分の仕事をふりかえてみたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『相続税の申告漏れ』

Aさん：最近、所得税の申告漏れの話題がありましたが、相続税でも申告漏れるケースが多いと聞きます。相続税ではどのような申告漏れが多く、どのようなペナルティが課せられるのでしょうか。

たかこサン：相続税の申告においては、全体件数の約20%で申告漏れが発生しており、かなり高い確率だと言えます。相続税の申告期限は相続開始（被相続人の死亡）から10か月以内となっており、そこまで納税も済ませなければなりませんので、まずはこの期限を守る必要があります。

統計によると、税務調査により申告漏れが発覚した財産の大半は、現金や預貯金であり、次点の有価証券も合わせると約8割になります。ありがちなのは申告してから新たに高額な現金や預金口座が見つかったケースです。また、被相続人が子供や孫の口座を作ってお金を入れておいた場合も、それが贈与として認められなければ相続税の課税対象となる（名義預金といいます）ため、計上漏れするケースが多く見受けられます。

このような相続税の申告漏れをしてしまうと、以下のような様々なペナルティが課されてしまいます。

＜延滞税＞相続税の納付期限（相続開始から10か月以内）までに相続税を納付しなかった場合に発生する追徴課税。

＜過少申告加算税＞相続税の申告書の納付金額が不足していた場合に課せられる追徴課税。間違いに気づいた時点で自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税を回避できる場合があります。

＜無申告加算税＞正当な理由なく申告期限までに申告しなかった場合に課せられる追徴課税。

＜重加算税＞相続税の対象となる財産を意図的に隠したり、事実を偽装するなどの悪質な場合の追徴課税。悪質な行為に対するペナルティなので、課税額も非常に高くなります。

相続税の申告漏れを防ぐには、申告期限に間に合うように早めに準備しておくこと。高額な財産を別の人に移した場合は、あとできちんと証明できるように書面に残しておくこと。そして、相続税申告は専門的な知識が求められる非常に特殊な申告と言えるため、専門の税理士に相談することが重要です。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00～21:00(平日・土日祝)

無料相続相談のご予約はこちら 0120-779-155

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

➡ ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00～18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>